

第9章 構想策定時の住民関与と進捗状況等の見える化

9.1 住民の意向の把握

住民の意向の把握にあたって、国マニュアルによると、市町村構想の策定に際し、あらかじめ構想の案を公表・周知する等、住民の意向の把握に努めることとされている。

住民の意向の把握は、以下の2項目を行うこととしている。

ただし、本町では、前回の既存構想から処理区域の変更がないため、パブリックコメント等は、行わない方針である。

【住民の意向の把握方法】

- (1) 住民の意向の把握・反映
- (2) 住民への計画（案）の公表

(1) 住民の意向の把握・反映

住民の意向の把握、反映の方法として、以下のようなものがある。

① パブリックコメントの実施

パブリックコメントは、行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く住民・事業者等から意見や情報を提出してもらう機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うものである。

パブリックコメントを実施する際は、各種整備手法の位置図やその設定根拠等を開示し、住民の意向の把握を行うこととする。

② 地元住民への説明会

各自治会単位等で説明会を開き、住民の意向を把握する。特に、市町村構想の見直しにより汚水処理整備手法が変更となる住民に対しては、汚水処理サービスを適正に確保すること等について説明を行い、理解を求めることが重要である。

住民説明の実施例としては、各自治会に検討手法を示し、その検討結果について説明を行っている例がある。また、集合処理から個別処理へ計画変更を行う際に、市町村設置型の浄化槽事業を行う旨を説明し、汚水処理サービスが同等のものであることに理解を得た例がある。

③ パブリック・インボルブメント（P I）の実施

パブリック・インボルブメント（Public Involvement）は、公共事業の計画づくりや事業を進める過程で、関係する住民や利用者に情報を公開した上で、広く意見を聴取し、計画づくりや事業実施に住民の意見を反映させるものである。

P Iの目的は、市町村構想の意義や基本方針を住民に周知すること、市町村構想につ

いて住民の意見を聴取すること、その意見を反映させること及び住民とのコミュニケーションを図ること等が挙げられる。

P Iでは、市町村構想の基本的な方針やその根拠、住民の財政的負担等について、パンフレットやインターネットを用いて周知し、アンケートや意見交換会等を行い、住民の意向を聴取し、市町村構想に活かすことができる。

④ 学識経験者を含む委員会の設置等

学識経験者を含む委員会を設置する等、有識者から意見を聴取する場を設け、その審議結果を市町村構想策定に反映させるものである。

学識経験者の専門的な立場からの意見を踏まえることで、第三者の立場からの視点を入れることによる市町村構想の客観性の担保や水環境保全等の専門的な見地からの汚水処理施設整備手法の選定が可能になることが考えられる。

⑤ その他の手法

汚水処理事業に関連するイベントや、地域住民が集まる場（地域集会、出前講座等）を、市町村構想の内容説明や今後の円滑な事業推進のための理解と協力を得る場として活用することが考えられる。

また、汚水処理施設に関するアンケート調査を実施し、住民の意向を把握することで、市町村構想の検討に活かす手法等が考えられる。

(2) 住民への計画（案）の公表

市町村構想（案）の計画図や各事業の対象面積、人口等の基本データ等をホームページや広報誌等により公表・周知することで住民の意向を把握し、これらの結果を考慮した市町村構想を策定することが考えられる。

なお、公表・周知にあたっては、地域住民等に対し、計画案の内容をわかり易く表現することに留意する。

9. 2 進捗状況の見える化

進捗状況等の見える化にあたって、国マニュアルによると、『汚水処理事業を進めていく上では、汚水処理施設の整備の進捗のみならず、個別処理施設の維持管理等、住民等の理解と協力を得ることが重要となる。そのため、策定した市町村構想の客観性・透明性の確保や、市町村構想の着実な実行のため、市町村構想の内容や目標に対する進捗状況を公表するといった、市町村構想の見える化を図る。なお、市町村構想の見える化を図るための取り組み事例が国マニュアルの「Ⅱ 事例集」に掲載されているので参考にされたい。

策定した市町村構想については、ホームページや広報紙での公表する、パンフレットを作成して配布する等、広く周知できる方法により、住民へ積極的に情報提供を図る。

なお、市町村構想策定時においては、計画図や各事業の対象面積、人口等の基本データの他、進捗管理のためのベンチマーク（指標）の目標値や整備計画についても公表し、その後は、目標達成に向け、ベンチマーク（指標）を基にした進捗状況を定期的（例えば、1年毎等）に公表していくものとする。

なお、国マニュアルの「Ⅲ 資料編 資料-4」にベンチマーク（指標）の一覧が掲載されているので参考とされたい。』とされている。

本町では、アクションプランを策定後、国に提出し、HP等による公表を行う予定であり、今後、汚水処理施設整備の進捗状況に応じて定期的に公表していく方針である。